

足羽川漁業協同組合内共第5号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則はこの組合の有する内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭または組合が委託したオンラインシステムでしなければならない。
 - 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣又は投網による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められた場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
 - 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第5条1項の遊漁料を、同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表中欄に掲げる漁具漁法により同表右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

魚 種	漁 具・漁 法	規 模
あゆ	竿 釣(友釣のみ)	
	投 網	裾目は600目以下
	脇投網	長さ11m以下
こい、ふな	竿 釣	
いわな、やまめ	竿 釣	

(遊漁の期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	組合が公表した解禁日から11月30日まで
こい、ふな	1月1日から12月31日まで
いわな、やまめ	2月1日から9月30日まで

- 2 前項の解禁日の公表は、この組合及びこの組合が委託する遊漁承認証取扱店に掲示して公表するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が18歳未満のときは無料、女性・身体障害者のときは、あゆ年券のみ同項に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、3,000円を加算した額とする。

魚 種	漁 具・漁 法	遊 漁 料
あゆ	竿 釣	1 日 3, 0 0 0 円 1 年 1 5, 0 0 0 円
	網 具	1 年 1 2, 0 0 0 円
いわな、やまめ こい、ふな	竿 釣	1 日 1, 5 0 0 円 1 年 5, 0 0 0 円

- 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。
- ア 足羽川漁業協同組合 福井市市波町 25-11-1
- イ 足羽川漁業協同組合が委託した遊漁承認取扱店
- ウ 足羽川漁業協同組合が委託した遊漁証オンラインシステム
- 別紙一覧のとおり

(遊漁承認証に関する次項)

第 6 条 組合は、第 2 条 1 項の承認をしたときは、別記様式第 1 号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第 7 条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場区域内における川底を攪拌してはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(附則) この規則は、令和5年9月1日から施行する。

別記様式第1号 遊 漁 承 認 証

表		裏
No.		注意事項
遊 漁 承 認 証		1 遊漁中は必ず本証を携帯してください。
下記の通り遊漁を承認します。		携帯しないで遊漁した時は、当該場所において遊漁料に3,000円を加算した額を納付していただきます。
記		2 福井県内水面漁業調整規則及び当組合の遊漁規則を遵守してください。違反者は規則により罰せられます。
遊 漁 者	(住所)	3 本証の使用は、記名本人に限ります。
	(氏名)	4 漁場監視員巡視の際は、本証を提示してください。
	(生年月日)	5 本証の再発行はいたしません。
	年令	6 年券の場合には、最近6カ月以内に写した上半身無帽の写真を貼り付けしてください。
承認期間		7 本証は、発行以降の災害・事故については補償、払戻し等一切いたしません。
魚種		8 遊漁中はたえず川の水かさに注意し、増水が始まったら直ちに川からあがってください。
漁具・漁法		9 農産物や獣よけの電線を傷めないこと。他人に迷惑をかけないように、釣りマナーを守って遊漁してください。
遊漁区域		◎当組合が行っている増殖事業及び漁場管理
遊漁料		
発行年月日		
発行者		
足羽川漁業協同組合 印		

取扱店 印	1 毎年福井県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示量以上の放流を行っています。 2 遊魚規則に基づき定められた遊魚料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。
-------	--

別記様式第 2 号

漁 場 監 視 員 証

表	裏
No. 漁 場 監 視 員 証 下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。 住所 氏名 (年令) 有効期間 発行者 足羽川漁業協同組合	注意事項 1 漁場監視の際は必ず本証を携帯すること。 2 被取締者から請求があった時は、この証を提示する。 3 取締にあたっては、言語態度を温和に接する。 4 取締は公平にして厳重にしなければならない。 5 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

別紙

イ、足羽川漁業協同組合 遊漁承認証取扱店

名 前	郵便番号	住 所	魚種
上州屋新福井店	9100842	福井市開発4-311	あゆ・あゆ以外
フナヤ	9100015	福井市二の宮2-27-9	あゆ・あゆ以外
ポイント	9100066	福井市ハツ島町31-601	あゆ・あゆ以外
フィッシャーズ福井	9100837	福井市高柳2-623	あゆ・あゆ以外
作助	9102225	福井市田尻町11-40	あゆ
ちどり荘	9102211	福井市瀬ヶ口町	あゆ
ルポの森	9102222	福井市市波町	あゆ・あゆ以外
アウトドア小僧	9102348	福井市品ヶ瀬町6-7	あゆ・あゆ以外
足羽川田中商店	9102471	福井市西河原町10-35	あゆ・あゆ以外
民宿 陣屋	9102153	福井市城戸ノ内町8-40-2	あゆ
越前フィッシングセンター	9100033	福井市三郎丸3-1105	あゆ以外
ローソン美山薬師店	9102337	福井市薬師町12-4-5	あゆ・あゆ以外
江戸養魚場	9102456	池田町松ヶ谷28-1	あゆ・あゆ以外
喫茶 香	9102503	池田町谷口	あゆ・あゆ以外
中村養魚場	9102452	池田町大本30-10	あゆ以外
清水和義	9102505	池田町水海73-1	あゆ以外
天池乃宿	9102523	池田町河内	あゆ以外
溪流温泉 冠荘	9102523	池田町志津原	あゆ以外
フジノ 武生店	9150845	越前市三ツ口139	あゆ・あゆ以外
明石釣具店	9160024	鯖江市長泉寺1-3-9	あゆ・あゆ以外
小林釣具店	9160021	鯖江市三六2-1-5	あゆ・あゆ以外
みた釣具店	9120024	大野市錦町8-8	あゆ

ウ、足羽川漁業協同組合 遊漁承認証取扱店

名 前	郵便番号	住 所	魚種
フィッシュパス	9100347	坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16	あゆ・あゆ以外